

平成20年7月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 金子 誠

平成19年(ネ)第6025号 損害賠償請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成17年(ワ)第25576号)

口頭弁論の終結の日・平成20年5月22日

判 決

東京都青梅市大門二丁目261番地

控 訴 人

同代表者理事長

同訴訟代理人弁護士

同

同

医療法人社団一診会

高 井 和 伸

井 野 昭

伊 藤 恒 一 郎

東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1

被 控 訴 人

同代表者市長

同訴訟代理人弁護士

同

青 梅 市

竹 内 俊 夫

橋 本 勇

羽 根 一 成

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人は、控訴人に対し、1億8000万円及びこれに対する平成18年1月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、第1, 2審を通じて被控訴人の負担とする。

東京高等裁判所

(4) 仮執行宣言

2 被控訴人

主文同旨。

第2 事案の概要

1 本件は、医師である原審原告■■■■■（以下「原審原告■■■■■」という。）が「大門診療所」という名称の診療所において診療行為を行うにつき、被控訴人との間で、空床確保条項のある救急医療実施契約を締結したとする原審原告■■■■■及び原審原告■■■■■が理事長を務める医療法人である控訴人（以下、控訴人と原審原告■■■■■を併せて「控訴人ら」という。）が、被控訴人に対し、原審原告■■■■■においては、救急医療実施契約に基づく委託料等として、主位的には25億7935万円、予備的には24億7935万円の一部請求として、1億円及びこれに対する訴状の送達の日翌日である平成18年1月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求め、控訴人においては、①主位的には救急医療実施契約に基づく委託料の支払請求として、予備的には同委託料相当額の損失補償請求又は同委託料の不払による損害賠償請求として、43億8438万円、②主位的には空床確保条項に基づく空床確保料の支払請求として、予備的には同空床確保料相当額の損失補償請求又は空床確保料の不払による損害賠償請求として、1億4000万円、③被控訴人のホームページからの削除等の不法行為による損害賠償請求として、4000万円の以上合計45億6438万円、又は予備的に①及び②の合計45億2438万円の不当利得返還請求として、そのうちの一部である6億円及びこれに対する訴状の送達の日翌日である平成18年1月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金又は利息の支払を求めるものである。

これに対し、被控訴人は、控訴人らとの間において、年中無休の24時間の救急診療を行うことを条件にして、大門診療所の施設等の賃貸借契約を締結したのであり、控訴人主張の上記契約は委託料を支払う契約ではない旨主張して

上記請求を争っている。

原審は、控訴人主張の上記契約は被控訴人主張のとおり条件付き賃貸借契約にすぎないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。控訴人は、これを不服として控訴を申し立て、当審において、1億8000万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成18年1月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める請求に請求を減縮した。上記1億8000万円の請求は、委託料相当額の内金1億4000万円及び空床確保料相当額の内金3000万円の合計1億7000万円を主位的には、債務不履行による損害賠償金として、予備的には、不当利得の返還金として、更に予備的に憲法29条3項に基づく損失補償として請求するものと、不法行為による損害賠償金として1000万円の支払を請求するものとの合計1億8000万円である旨訴訟物が整理された。なお、原審原告■■■■は、控訴を申し立てず、この関係は確定した。

2 事実の関係は、次のとおり補正し、3において民事訴訟法253条2項の趣旨にのっとり当事者の主張を要約し、4において、当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の事実摘示（原判決の「事実及び理由」中の第2の2及び3（原判決3頁2行目から31頁12行目まで）中の控訴人と被控訴人に関する部分のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決中の「原告一診会」を「控訴人」と、「原告■■■■」を「原審原告■■■■」と読み替えるものとする。本判決中のその余の部分についても同様である。）。

（原判決事実摘示の補正）

原判決14頁24行目の「空床確保条項に基づく原告一診会の空床確保料支払請求権の存否」を「空床確保条項に基づく原審原告■■■■の空床確保料支払請求権の存否」に、23頁20行目の「大門診療所における」を「大門診療所における」に改める。

3 当事者の主張の要約

(1) 委託料支払義務不履行に基づく損害賠償等

ア 控訴人

(ア) 前記引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第2の2(6)に摘示された本件契約2には、委託料を支払う明文の条項はないが、憲法14条、行政法における平等原則に照らし、被控訴人は、控訴人に対し、次のとおり、平成3年1月から平成17年3月までの間の委託料を支払う義務を負うものと解すべきである(原審における委託料の金額に関する主張(原判決24頁13行目から17行目まで、25頁26行目から26頁3行目まで、30頁21行目)は、この限度でこれを改め、原判決31頁6行目の「45億2438万円」を「48億3755万円」に改める。)

45万円(平成15年4月1日現在で支給されるべき医師1人当たりの補助金)×医師2名×365日×14.3年=46億9755万円
(イ)ところが、被控訴人は、上記委託料の支払義務を怠り、悪意で同額の利得を得ているが、控訴人は、それにより同額の損害又は損失を被った。
(ウ)したがって、控訴人は、被控訴人に対し、主位的には、委託料支払義務の不履行による損害賠償請求権に基づき、予備的には、不当利得による不当利得返還請求権に基づき、更に予備的に憲法29条3項による損失補償請求権に基づき、上記金額の一部として1億4000万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成18年1月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金又は利息の支払を求める。

イ 被控訴人

本件契約2は、控訴人が年中無休の24時間の救急診療を行うことを条件として、被控訴人が控訴人に対して大門診療所の施設等を賃貸するという賃貸借契約にすぎないから、被控訴人は、控訴人に対し、委託料を支払う義務を負わない。

(2) 空床確保料支払義務不履行に基づく損害賠償等

ア 控訴人

(ア) 本件契約2においては、大門診療所の入院患者用のベッドのうち2ベッドを常時救急患者用に空床を確保すべきものとされていたのであるから、空床確保料を支払う条項がないとしても、憲法14条及び行政法の平等原則に照らし、被控訴人は、控訴人に対し、空床確保料を支払う義務があると解すべきである。

(イ) ところが、被控訴人は、上記空床確保料の支払を怠り、悪意で同額の利得を得ているが、控訴人は、これにより同額の損害又は損失を被っている。

(ウ) したがって、控訴人は、被控訴人に対し、主位的には、債務不履行による損害賠償請求に基づき、予備的には、不当利得による不当利得返還請求権に基づき、更に予備的に憲法29条3項による損失補償請求権に基づき、被控訴人が控訴人に対して空床確保を要求していた14年間の空床確保料1億4000万円相当（東京都が支払っている1ベッド当たりの空床確保料年500万円×2ベッド×14年間）のうち3000万円及びこれに対する訴状の送達の日翌日である平成18年1月16日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

イ 被控訴人

本件契約2は、上記のとおり、控訴人が年中無休の24時間の救急診療を行うことを条件として、被控訴人が控訴人に対し大門診療所の施設等を賃貸するという賃貸借契約にすぎないから、被控訴人は、控訴人に対し、空床確保料を支払う義務を負わない。

(3) 被控訴人のホームページからの削除等による損害賠償

ア 控訴人

控訴人が、補助金も受けられないために、適切な質の救急診療の継続的提供に危機を感じて、やむなく救急医療告示機関の撤回届を東京都に提出するや、被控訴人は、控訴人が地域医療を提供し、可能な限りで救急医療を実施しているにもかかわらず、市内の全医療機関を掲示した被控訴人のホームページから大門診療所のデータを削除したほか、成人病や予防接種等についての実施医療機関としての指定も行わなかった。

控訴人は、被控訴人の上記不法行為により平成17年と同18年の2年間で少なくとも毎年2000万円の計4000万円の得べかりし収入を失った。

したがって、控訴人は、被控訴人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、上記損害の一部請求として1000万円及びこれに対する訴状の送達の日翌日である平成18年1月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

イ 被控訴人

被控訴人がそのホームページに大門診療所を掲載することを義務づける法令も契約も存しないし、被控訴人には、被控訴人が使用を認めていない施設を利用している診療所をPRすべき義務もないし、被控訴人が控訴人に対し基本健康審査やインフルエンザ予防接種を委託することを義務づける法令も契約も存しない。

4 当審における当事者の主張

(1) 控訴人

被控訴人が控訴人に対して平成16年9月29日にした本件契約2の解除は、被控訴人のホームページからの大門診療所の削除や控訴人に対する予防接種等の委託を中止するという控訴人の権利を制限する処分であるから、行政手続法2条4号の不利益処分に当たるにもかかわらず、被控訴人は、同法13条1項2号所定の弁明の機会を与えず、同法14条1項に従って不利益

処分の理由を示すこともしなかった。

(2) 被控訴人

本件契約2の解除は、大門診療所の施設等の賃貸借契約の解除にすぎず、公権力の行使ではなく、処分に該当しないから、これが不利益処分であることを前提とする控訴人の上記主張は、その前提を欠き失当である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、2において当審における当事者の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」（原判決31頁13行目から48頁11行目まで）記載の理由説示中、控訴人と被控訴人との関係に関する部分と同一であるから、これを引用する。

(1) 原判決38頁22行目の「これに対し、被告は、」を「披控訴人は、控訴人から上記辞退の申入れを受けたこと及び青梅市議会に設置された「医療体制確立に関する調査特別委員会」において、「平成17年4月1日以降、大門診療所と青梅市との賃貸借契約などについては締結すべきではない」と決せられ、市議会本会議において全会一致で議決されたことから、」に改め、25行目の「平成17年3月31日をもって、」の次に「地方自治法（平成18年法律第53号による改正前のもの）238条の5第3項の規定により、」を加える。

(2) 原判決42頁16行目の「原告一診会」を「原審原告■■■■」に、22行目から43頁3行目までを次のとおり改める。

「(2) 確かに、前記認定事実のとおり、本件契約1及び2については、本件契約1の契約条項2条(4)において、「救急患者用として空床を常時確保しておくこと」が定められ(甲2)、また、「大門診療所における休日、夜間等の救急医療に関する覚書」2条(4)において、「救急患者用として空床を常時確保しておくこと」が定められている(甲26)。

しかし、前記認定事実のとおり、この空床確保条項は、大門診療所の診療施設（物品を含む。）を格安の賃貸料で控訴人らに賃貸する見返りとして定められたものであり、その賃貸料額等に照らし、実質的公平を損なうものではないから、被控訴人が、控訴人らに対し、本件契約1及び2において空床確保料支払条項がないにもかかわらず、空床確保料を支払う義務を負うものとはいえない。」

- (3) 原判決43頁15行目の「被告が上記条件」から19行目の末尾までを次のとおり改める。

「控訴人に空床確保の義務を課したとしても、それは、前記認定事実のとおり、大門診療所の診療施設（物品を含む。）を格安の賃貸料で控訴人らに賃貸する見返りとして定められたものであるから、控訴人らに特別の犠牲を強いたものではない。」

- (4) 原判決47頁1行目、4行目、8行目、12行目、16行目及び20行目の各「説示したとおりである。」を「説示したところから明らかである。」に、48頁1行目の「43億8438万円」を「46億9755万円」に、7行目の「前記11ないし16で説示したとおり、」を「前記2ないし7及び11ないし16において説示したところから明らかのように、」改める。

2 当審における当事者の主張について

控訴人は、被控訴人が控訴人に対して平成16年9月29日にした大門診療所の賃貸借契約（本件契約2）の解除は、控訴人の権利を制限する処分であるから、行政手続法2条4号で定める不利益処分当たるにもかかわらず、控訴人に対し、行政手続法13条1項2号による弁明の機会を与えず、同法14条1項による不利益処分の理由も示していない旨主張する。

しかし、前記引用に係る原判決認定事実のとおり、本件契約2は、控訴人と被控訴人との間で締結された普通財産である大門診療所の施設等の賃貸借契約であり、その解除も、地方自治法（平成18年法律第53号による改正前のも

の) 238条の5第3項の規定に基づく契約解除であって、行政庁が法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分その他公権力の行使に当たる行為ということとはできないから、その解除が行政手続法2条4号所定の不利益処分にあたることを前提とする控訴人の上記主張は、前提を欠き、失当である。なお、控訴人が本件において補償を求めている委託料相当額の損失及び空床確保料相当額の損失は、地方自治法(平成18年法律第53号による改正前のもの)238条の5第4項の規定に基づき補償を求めることのできる損失には当たらないし、前記引用に係る原判決認定の事実関係のもとにおいては、同条3項の規定による解除によって損失が生じる場合に当たるともいえない。

3 以上によれば、その余について判断するまでもなく、控訴人の請求をいずれも棄却すべきであるところ、これと同旨の原判決は相当であって本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 渡 邊 等

裁判官 高 世 三 郎

東京高等裁判所

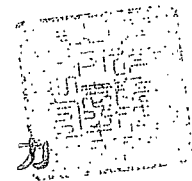
元 口 西 裁判官

これは正本である。

平成20年7月24日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官 飛山



東京高等裁判所